

事 務 連 絡  
令和6年12月25日

各都道府県教育委員会義務教育主管課  
各指定都市教育委員会義務教育主管課  
御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和6年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査  
の結果について（周知）

この度、「令和6年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果（※）をとりまとめ、文部科学省ウェブサイトに掲載しましたのでお知らせします。

各教育委員会におかれましては、本調査結果について、下記の留意事項も踏まえつつ、教育施策の立案や所管の学校への指導・助言等に活用願います。

各都道府県教育委員会におかれましては、所管の小・中学校等（義務教育学校及び中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）区町村教育委員会に対し周知するとともに、特に市区町村教育委員会へは所管の学校に対しても周知するよう、伝達願います。また、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の小・中学校等に対し、それぞれ周知願います。

記

1. 今回の調査では、前回の調査（「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」）と比較して、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）別表第一、別表第二に定める標準授業時数を大きく上回って（1,086単位時間以上）教育課程を編成・実施している学校の割合が、小学校5年で8.2%（17.6%減）、中学校2年で11.4%（13.4%減）となり、大きく減少しております。

各学校におかれましては、今後の教育課程の編成・実施に際して、引き続き指導体制に見合った計画となるよう工夫いただくとともに、各教育委員会におかれましては、各学校における教育課程の編成が適切に行われるよう、引き続き指導・助言願います。

2. 今後の教育課程の編成・実施に際しては、以下の(1)から(3)にも留意願います。
- (1) 標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成している学校において、標準授業時数を上回る部分の時数について、具体的な使い方を想定していないと回答した学校も25%程度あるため、そうした場合は、真に必要な時間かどうかを検討し、改善を図る必要があること。
- (2) 標準授業時数を上回る部分の時数の使い方の想定として、学級閉鎖等の不測の事態においても授業時数を確保するためと回答した学校が35%程度あるが、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態においては、実施した授業時数が標準授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではないこと。
- (3) 標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成している学校のうち、点検を行っていない学校が僅かに存在しているが、そのような学校については、早急に点検を実施する必要があること。また、点検を行った結果、指導體制に見合った計画となっていないにもかかわらず、必要な見直しを行う予定の無い学校は、指導體制に見合った計画とするための対応を検討する必要があること。
3. 小・中学校等における教育課程の編成する際の参考として、授業時数の配当や、授業の1単位時間を工夫する等、柔軟な教育課程を編成している学校や教育委員会の例を概要資料に掲載しております。各教育委員会及び各学校におかれましては、こちらにも参考にいただき、各学校の教育課程の編成・実施が適切に行われるよう対応願います。

※【文部科学省 HP 掲載リンク】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1415063\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1415063_00003.htm)



【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

電話：03-5253-4111（内線：2368）

Email：kyokyo@mext.go.jp